

障害児通所支援事業所 管理者様

神福障支第 102 号
令和 3 年 4 月 7 日

神戸市福祉局
障害者支援課長

上限管理事務（同一世帯で複数児童が障害児通所支援を利用している場合）の
取り扱い変更について（通知）

日頃から、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、同一世帯に障害児通所支援を利用する児童が複数おられ、同一の保護者が支給決定を受けている場合、児童にかかる利用者負担上限月額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者の負担上限月額を超えないように上限額管理を行う必要があります。

つきましては、令和 3 年 5 月サービス提供分より、上限管理事業所が上限管理事務を実施することにより、利用者負担上限月額を超過しないよう調整することとします。

なお、令和 3 年 4 月以前のサービス利用分の利用者負担上限額の過払い分については、対象世帯を調査中です。対象となる方については、後日個別に対象者の方にお知らせいたします。

このことについて、令和 3 年 5 月時点で複数の児童が障害児通所支援で支給決定を受けている世帯（利用者負担上限月額が 0 円の世帯を除く）に、別添の通知にて保護者に通知しています。つきましては、同一世帯で複数児童が障害児通所支援を利用している利用者様がいらっしゃいましたら、事業所様の方からも上限額管理の必要がある旨のご案内をお願いいたします。

また、令和 3 年 5 月サービス提供分より、別添の上限管理事務マニュアル及び Q&A をご確認のうえ、適切に上限管理事務及び給付費の請求を行っていただきますようお願いいたします。

何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※令和 3 年 5 月に変更する利用者負担上限額管理依頼届出書について郵送で提出される場合は、障害者支援課に直接郵送してください。令和 3 年 6 月以降に関しては、これまで通り、各区役所健康福祉課にご提出ください。

（お問い合わせ先）福祉局障害者支援課
障害児支援事業担当係
藤原・山西・阿部
TEL : 078-322-6780
FAX : 078-322-6065